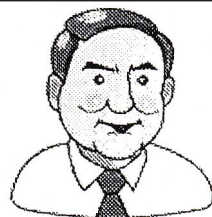




つるぼ

桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL076(441)2322・FAX076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

9月

(長月) SEPTEMBER

18日・敬老の日
23日・秋分の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	・
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付

9月11日

国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

10月2日

国 税 / 1月決算法人の中間申告

10月2日

国 税 / 10月、1月、4月決算法人

の消費税等の中間申告(年3回の場合)

10月2日



ワンポイント 酒類の税率見直し

10月から酒類の税率が見直されます。これは類似する酒類間の税負担の公平性を回復することなどが目的で、令和8年10月まで段階的に実施されます。今年10月の見直しでは、ビール系飲料(350ml)は、ビールが6.65円引き下げられる一方、新ジャンルは9.19円引き上げられ発泡酒と同額となります。

修繕費と資本的支出 判断のポイント

固定資産の修理や改良などのために支出した金額については、「修繕費」として支出した際の費用として計上するか、また修繕費に該当しない支出は「資本的支出」として資産計上を行い、その後、耐用年数に応じて減価償却費として費用化されていくこととなります。

今回は修繕費と資本的支出の判断のポイントについて、事例も踏まえて確認していきたいと思えます。

一 修繕費に該当するもの

固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる消極的な支出の金額が修繕費に該当します。

例えば、機械装置の移設（集中生産を行うなどのための移設を除く）に要した費用は、解体費を含めて修繕費に該当しません。

二 資本的支出に該当するもの

固定資産の使用可能期間を延長させ、または価値を増加させる等の積極的な支出の金額が資本的支出に該当します（下記「例示」参照）。

前述の修繕費になるかどうかの判断は、「修繕費」、「改良費」などの名目によるものではなく、その実質によって行われます。

なお、建物の増築、構築物の拡張、延長などは、資産の取得そのものに該当します。

三 少額または周期の短い支出の取扱い

一つの修理や改良などの金額が20万円未満の場合、または、

【資本的支出の例示】

建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額

用途変更のための模様替えなど、改造や改装に直接要した金額

機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の取替えの金額を超える部分の金額

おおむね3年以内の期間を周期として行われる修理、改良などである場合は、その支出した金額を修繕費とすることができません。

四 修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額がある場合の取扱い

一つの修理や改良などの支出のうち、修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額がある場合には、次の基準により、その区分を行うことが可能です。

五 災害により被害を受けた場合の取扱い

① その支出した金額が60万円未満のとき、またはその支出した金額が、その固定資産の前事業年度終了の時点における取得価額のおおむね10パーセント相当額以下であるときは、修繕費とすることができません。

② 継続してその支出した金額の30パーセント相当額とその固定資産の前事業年度終了の時点における取得価額の10パーセント相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出として扱うときは、その処理が認められます。

被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止などのために支出した金額については、その金額を修繕費として計上することが認められています。

ただし、被災資産の復旧に代えて新規に資産を取得した場合、新たな資産の取得になるため、修繕費としての処理は認められません。

また、修繕費が資本的支出か明らかでないものがある場合において、その金額の30パーセント相当額を修繕費とし、残額を資本的支出として計上することが認められています。

六 事例確認

修繕費と資本的支出の判断について、事例を見ながら確認していきます。

Q 節電対策として、すべての蛍光灯管を蛍光灯型LEDランプに取り替えることにしました。照明設備自体についての工事は行いませんが、修繕費として処理しても問題ありませんか。

A LEDランプに取り替えることによって節電効果や使用可能期間などが向上することから、資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、一方でLEDランプは照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の

性能が高まったことをもって、建物附属設備としての価値が高まったとまではいえないと考えられるため、修繕費として処理することが相当とされています。

Q インボイス制度に対応するため、固定資産であるPOSのレジシステム、商品の受発注システム、プログラムのつき、現行の請求書等のフォーマットに登録番号等制度に対応する仕様変更を行うことを検討しています。これらの修正に要する費用は、修繕費として問題ありませんか。

A プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合は、その修正に要する費用は資本的支出に該当し、現状の効用の維持等に該当する場合は、その費用は修繕費に該当します。インボイス制度の実施に伴い、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであるこ

とが作業指図書等から明確である場合には、新たな機能の追加、向上等に該当せず、これらの修正に要する費用は修繕費として取扱われることとなります。ただし、例えば次のようなシステムの修正は、現状の効用の維持等に該当しませんので、その修正に要する費用は修繕費とはならないことに注意が必要です。

- ・ 受発注システム上で受領し、または取り込んだ請求書に記載された取引先の登録番号と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに公表されている情報を自動で照合し、確認する機能を新たに搭載するもの
- ・ これまでシステムで作成した請求書等を紙媒体で出力し交付していたものを、電子交付まで自動で行えるよう仕様変更するもの

Q 既に法定耐用年数を経過した固定資産に修理を行っています。この場合の費用は、資本的支出に該当することになりますか。

A 「資本的支出」とは、前述のとおり、固定資産の使用可能期間を延長するための支出とされています。法定耐用年数を経過した資産に修理、改良等を行った場合には、その資産の使用可能期間を延長させるものとして、すべて資本的支出に該当するように思えるかもしれませんが。

しかし、法定耐用年数は減価償却制度における計算要素ではありませんが、それが必ずしもその資産の絶対的な使用可能期間を表しているわけではありません。したがって、既に法定耐用年数を経過した固定資産であっても、現に使用している限りは、前述の考え方に基づいて修繕費と資本的支出の判断を行うこととなります。

【参考資料】
国税庁
「資本的支出と修繕費」



短期損害保険料を分割で支払った場合

法人が、短期の損害保険契約に係る保険料を分割で支払った場合、契約日の属する事業年度において、保険料の全額を損金に計上することはできるのでしょうか。

この場合、保険料の全額を契約日の属する事業年度において損金に計上することはできません。損害保険契約にあってはその契約を締結しただけでは債務が確定したということではできず、保険期間の経過に従って債務が確定すると考えられているからです。

また、法人が前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、その支払時点で損金の額に算入することが認められます。しかし、

この取扱いは、その事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分についての取扱いを定めたものであり、その事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の金額の損金計上まで認める趣旨ではないと考えられています。

なお、その事業年度に支払った1回分の保険料については、継続適用を要件として、次の方法のうちいずれかを採用することができます(例参照)。

(例) 7月決算法人が、7月20日に保険期間7月20日～翌年7月19日までの損害保険契約を締結し、保険料を10回の分割払いとし、契約日(7月20日)に第1回分としてその10分の1を支払った場合

- ① 保険料の全額を保険期間の日数(365日)で按分し、その事業年度に含まれる日数分(12日分)を損金に算入する方法。残額は前払費用として計上します。
- ② 第1回分を全て損金に算入する方法。

延長特例法人に係る無申告加算税

確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、見込納付を行った上で期限後申告をした場合の無申告加算税の取扱いを確認します。

無申告加算税は、期限内申告を担保とするためのペナルティであり、申告の懈怠に着目して課されるものであって、その計算の基礎は「納付すべき税額」と規定されています。

したがって、仮に期限内に見込納付した税額があったとしても、無申告加算税の計算上は関係なく、「期限後申告書に納付すべきものとして記載された税額」が、無申告加算税の基礎となります。

なお、見込納付額は、期限内に適法に納付された税として法的位置づけがされていますが、この法的位置づけは、申告期限経過の時点で解消され、単に誤納額となるにすぎません。

下取りがある場合(消費税)

Q 弊社は自動車販売業者です。消費者に100万円円の自動車を販売するときに、消費者が所有する自動車を30万円円で下取りした場合の消費税の取扱いを教えてください。

A 課税資産の譲渡等の対価の額は、譲渡価額から下取価額を控除した金額とすることはできません。下取りを伴う取引については、課税資産の

譲渡等と課税仕入れの2つの取引が同時に行われていますので、それぞれ別個の取引となります。ご質問の場合は、100万円から30万円を控除した70万円を課税資産の譲渡等の対価の額とすることはできず、課税資産の譲渡等の対価の額は100万円および課税仕入れに係る支払対価は30万円としてそれぞれ計算することになります。